

カリフォルニア稲作と移民日本人

—その資料に関する考察—

立 岩 寿 一*†

(令和2年3月17日受付/令和2年6月5日受理)

要約: カリフォルニアの商業的稲作には多くの移民日本人達が最初から深く関わっていた。日本人差別と排斥が強まる中で移民日本人たちが現地社会とどのような関係をつくり地域に根付いていったのかは、アメリカ農業史と日本人移民史をクロスさせた研究となる。しかし差別と排斥ゆえに資料的制約が大きい。本稿はこの制約を乗り越えるため、「動産抵当証書」、「入国カード」、現地雑誌・ジャーナル、「日米年鑑」等の意義と分析方法を考察し、英語表記と日本語表記（漢字）の対照、移民日本人の特定方法を明らかにした。それにより20世紀初頭日本人移民の農村での定着過程が明らかになる。

キーワード: カリフォルニア稲作, 「動産抵当証書」(Crops, Chattel, Personal Property Mortgage Document), 「Plat」, 『日米年鑑』

1. はじめに

カリフォルニアの商業的稲作は、21世紀の現在からおよそ110年前の1912年に開始されたと言われている。アメリカの稲作はサウスカロライナで1680年代には開始され、その後次第に南部で拡大してきた。しかしカリフォルニアでは、南部の長粒種米がその気候に適さず、気候に適した稲の選定・栽培試験も行われていたが、1912年まで商業的栽培には至っていなかった。

ビッグス (Biggs) の試験場での栽培試験の結果、ようやくカリフォルニアの土壌と気候に適した品種・栽培方法に目途が立ち、北カリフォルニアで商業的稲作が開始されたのが1912年だったわけである¹⁻¹⁰⁾。

その意味ではカリフォルニア稲作は、わずか1世紀程の歴史しか有していないが、その黎明期から移民日本人達がこの新興農業に関わっていたことは知られてきている⁹⁻¹⁵⁾。当時の移民日本人は、市民権を得られず、そのため土地や建物等不動産も所有できなかったが、国家間の狭間で新たな生活を切り拓いていたのであった。

ところで、カリフォルニアにおける移民日本人の商業的稲作は、従来の小資本による小規模経営、家族経営とは異なり、当初から大規模経営であり、資本規模も大きく、土地所有者からの大規模借地を前提に展開された。それは、移民日本人の定着過程の転機でもあった。別の言い方をすれば、土地・水・資本関係を通じてカリフォルニアの農村地域社会で移民日本人が、地域から信用と信頼を得て定着していく過程だったし、次第に強まる日本人差別・排斥に抗してカリフォルニアの農村部に定住していく過程でもあった。

むろん稲作開始時以前にも移民日本人たちは農村部で借地経営・請負耕作などの形で土地を借り農業を行っていた。その意味では移民日本人稲作経営が借地での農業経営の始まりを意味するわけではない。しかし移民日本人稲作経営は先述したようにそれまでの畑作借地経営と異なり、大規模経営で初期投資資本額も大規模であった。むろん当時は移民日本人の大規模経営も存在したが、1910年代に始まる移民日本人稲作経営は高名な移民たちではなく、多くの一般移民日本人（本稿での「一般移民日本人」の意味は、日本での職業・職歴、学歴等が特記すべきものではないという意味で用いる）が、現地社会とかかわりをもち経営を行っていた。そのため、信用も資金もない彼らが、どこで誰から土地や資本を確保していたかは、一般移民日本人達が現地社会に溶け込んでいく姿を示していると考えられるのである。

しかし、第一次世界大戦後の不況と日米関係の悪化（例えば1910年代の「外国人土地法」や第一次世界大戦後の経済恐慌、1924年のいわゆる「排日移民法」、第二次世界大戦の勃発）等により、移民日本人稲作は崩壊していく。国際関係の狭間で、移民日本人の挑戦も一度は潰えていくことになったのである。そして第二次世界大戦後、移民日本人稲作は、数経営を残して再建が難しかった。

日米関係の悪化の中で展開した移民日本人稲作の分析では、資料面で多くの制約を受ける。「敵性外国人」としての移民日本人の「強制収容所」への収容により資料が散逸してしまっただけでなく、稲作経営を行っていた当時は、「外国人土地法」や「移民法」に対応するため、正式な書類等を残さなかったり残せなかったりしたためである。

しかし当時の公的・私的な資料には、当時を知ることが

* 東京農業大学名誉教授

† Corresponding author (E-mail: tateiwa@nodai.ac.jp)

できるいくつかの資料が存在する。そのため、当時の資料の紹介により、移民日本人稲作分析の方法を提示しておきたい。

本稿は、1910年代の日本人移民稲作の展開過程を稲作という新興農業と日本人移民の定着過程をクロスさせ、日本人移民史とカリフォルニア稲作史の両視点から、その意義を考察するにあたり、資料的制約をどのように乗り越えていったらよいかをまとめたものである。

従来積み重ねられてきた多くの移民研究では、外交文書が資料として使われている。公的な外交文書は、当時の外交関係の中での移民をめぐる状況を理解するための重要な資料であるし、重要な研究領域でもある。しかし、外交文書という性格から、実際の移民たちの暮らしや現地社会との関係は希薄となる点は否めないであろう。そのため本稿では、外交文書とは別に、主として地域社会や日本人社会で残された資料を検討することとしたい。

まず、カリフォルニアの移民日本人稲作分析の第一歩となるのは、彼らがどこで稲作経営をしていたかを明らかにすることである。

2. 動産抵当証書

当時の移民日本人稲作経営者たちの生活や現地社会との関わりを知る現地資料としては第一級の資料と言える「動産抵当証書」(Crops, Chattel, Personal Property Mortgage Document)が活用できる。この動産抵当証書は、農地や資金の貸し借りの保証として、抵当権者と非抵当権者間で作成され登記されたものであり、契約不履行時には法的強制力を持ち、契約内容を履行できることを法的に保証する証書である。19世紀から20世紀初頭にカリフォルニアに移民し、まずは都市部に住み生活し、次第に農村部に移動していった移民日本人達は、いわば「ニューカマー」であり生活様式も習慣も、そしてもちろん言語も違っていった。そのため、従来からの地域社会住民から見たら、どこまで信用できるのか、土地や住居の貸し借りで約束を守ってくれるのか等々、「ニューカマー」に対する特有の不安があったと考えられる。しかも新興農業の稲作が成功する保証もないのであって、その点でも不安であったろう。そのため、契約内容を、法的権限のある「動産抵当証書」を作成し各郡登記事務所(各郡のRecorders Office。現在は郡裁判所に併設されたり、近隣にある場合が多い)で登記することで保証を得たことになったのである。

むしろ事情は移民日本人も同じで、地域社会での生活が短く「ニューカマー」であるゆえの地域社会への信頼感の低さ、英語理解度の問題、地域の習慣の違い等々による借地契約に伴うトラブルを防ぐためにも、「動産抵当証書」は有効であった。

登記に当たっては、貸し手と借り手の双方が登記事務所を訪れ、登記官の前で登記内容(契約内容)を確認し、双方が署名し、登記官は登記日、時間、双方の住所(郡や町までの表記。何々郡農民誰々とか何々郡商人誰々等の表記になる)等々を確定して書類に書き込み登記書類として登記する。

この「動産抵当証書」は、カリフォルニア各郡の登記事務所にも今でも保管されており、一定の手続きを取れば閲覧できる資料である。管見の限り、コルサ(Colusa)郡では1870年代から確認できるし、グレン(Glenn)郡でも1890年代から確認できる。

抵当物としては借地で栽培される作物の場合が多い(馬車や日用品も対象となる場合もあるが評価金額を考えるとそれらは付属的な抵当物と考えられる)。そして「動産抵当証書」の抵当として何が提示されているかをみると、その土地であるいは借り入れた資金で何を作っていたかが判明する。この抵当作物が「Rice」の場合は、それは稲作のための動産抵当であり、借り入れた個人や法人は稲作を行っていたことが判明することになる。しかも抵当動産物が何処の土地にあるものか(場所の特定に関しては後述の4.「Plat」の説明を参照されたい)、面積等も証書中に明示するため、資金や土地の借入者がどこで稲作経営を行っていたかも判明する。また借入者は契約を保証するため一人ではなく複数の場合が多い。さらに土地や資金を貸した個人や法人も明示されるため、稲作経営者と現地社会との関係も類推できることになる。つまり、「動産抵当証書」からは、移民日本人の誰が何処で誰とビジネスパートナーとなり、どの程度の面積で、だれから土地や資金を借りて経営をしていたかが判明するのである。

もちろん、当時の日本人移民が置かれた社会的状況を考慮すれば、すべての土地及び資金の貸借が登記されていたわけではなかった。1998年当時稲作研究所長だった故Dr. Marlin BRANDONへのインタビューによれば、日本人移民稲作最盛期の1910年代末でも、日本人差別の拡大・強化の進展に対応し、契約が登記された土地や資金の貸借は10パーセント以下だったであろうという証言もある(契約作成の費用や煩わしさゆえに「口約束」や契約書を作成しても登記しない等の理由もあったものと考えられる。とりわけ「外国人土地法」や「排日移民法」と呼ばれる1924年の「移民法」以降はその傾向が強くなる。

しかしいざしにしろ、この「動産抵当証書」は、移民日本人稲作者を確定し、農地の貸借を通じて地域社会とどのように結びついていったかを判断できる貴重な資料である。

3. 法人設立登記書

さらに、移民一世たちは、「外国人土地法」や「移民法」をかいくぐるため、アメリカ出生の二世名等で現地法人をつくり、土地の取得(借地や購入)を試みている。とくに1910年代後半及び戦時の「稲作ブーム」時には、移民日本人稲作経営者は、次々と稲作経営法人を設立していた。たとえば当時の稲作中心地である北カリフォルニアでは、1914年の「California Rice Company」を嚆矢として多くの移民日本人経営の稲作法人が設立されている。

多くの稲作法人の場合、この「California Rice Company」の株主であった移民日本人人数が中心となり株主を募り、数年後に別の稲作法人を立ち上げ、さらにその数年後にまたその法人の株主が別法人を新規に立ち上げるという過程

をたどっていた。最初の稲作法人で土地取得、栽培・販売、資金調達等々の稲作経営のノウ・ハウを理解し、仲間を募って新規法人を立ち上げていたと理解できよう。そのためいくつかの法人の場合は、株主が重複していたり、いくつもの稲作法人の代表権のある株主に名を連ねる場合もあった¹³⁻¹⁵⁾。

法人設立のメリットは、移民日本人の小資本を株式発行で集めるとともに地域銀行からの資金借入れ時に有利になることがあった。また販売や資材購入時にも法人のチェック支払いが可能になり（むろん個人でもチェックによる支払いが可能だが、移民ゆえの低い信用度から受け取ってもらえない場合もあったという）、経営上のメリットがあった。

現地法人設立の場合、株主の一人に米国籍所有者（二世や市民権のある現地住民、弁護士等）を入れることが多く、しかし大半の株式は移民日本人が所有していた。

このように現地法人として登記して、土地や資金の借入れを行っていたのである。そのことがその後、日米の開戦とともに日本人稲作の崩壊につながる要因となる場合もあるのだが、いずれにしろ、このような方法で土地を取得し資金を借り、法人として稲作経営を展開する場合もあった。

現地法人の登記記録も、各郡の登記事務所はその原本が保管されていたり、サクラメントの「State of California」（カリフォルニア州登記事務所）に保管されている場合がある。残念ながら保管されていない場合もあるが、法人がいつ設立され業務内容は何か、株主がだれでいつ解散したかなどがわかる。

ただ、法人登記の場合は設立時の代表株主は数名しか記載されない場合がほとんどである。しかも発行株数が数株から十数株の場合が多く、やや違和感を抱く。そのような登記は、市民権を持って不動産も持てない移民日本人が実際には多くの株主から資金を集めていたとしても、登記上は株主を数人に限定し、法的・経済的にトラブルを引き受けられる人物だけを登記していたと考えられる。このような場合、登記事務所に登記した法人登記簿の株主は登記上のもので、実際には投資した移民日本人による「別の」会社設立書が存在していたという。むろん「別」であるゆえに確認できるすべはないが、当時の稲作経営にかかわっていた移民日本人の二世達はそのような書類や言動を見聞きして、実際もそうであったろうと思われる。ちなみに会計帳簿も「二重帳簿」、「裏帳簿」があったというが、残念ながら確認のしようがない。そしてそれらの「別」あるいは「二重・裏」書類は、日本人の強制収容所への収容前に焼却したという¹⁴⁾。

いずれにしろ、このような「動産抵当証書」と会社設立登記書により、移民日本人の誰が誰とビジネスパートナーを組み、いつどこでどの程度の規模で、だれから土地や資金を借りて稲作経営を展開していたかが判明するのである。

4. 売買記録あるいは所有権移転証書、「Plat」

また法人や個人（二世や三世）による所有権移転を確認する方法としては、所有権移転証書（不動産売買登記書）がある。これも、各郡の登記事務所に保管されている。その調査手順は、先述の「動産抵当証書」や法人登記書に記載された土地（取得農地）の現在の所有者を調べ、まずその個人・法人（現在の所有者・仮に A 氏とする。法人の場合は A 社。以下同じ）がその土地を取得した年を土地購入記録から確定する。そして今度はその年の土地販売記録から A 氏に誰がその土地を販売したのかを確認し、販売者を確定する（仮に B 氏とする）。そしてまたその土地の購入記録から B 氏が購入した年を確認し、土地販売記録から B 氏にその土地を販売した個人・法人を確認する（仮に C 氏とする）。さらに同じ手順を踏んで、C 氏にその土地を販売した D 氏を特定し、D 氏がその土地を購入した年の販売記録から、D 氏の前の土地所有者 E 氏を確定する。

この手順を繰り返し、移民日本人稲作経営者に農地を売った個人・法人をつきとめることができる。膨大な時間と煩雑な作業を要するこの方法により（それでも頻繁に所有者がかわる都市部の宅地などよりはるかに簡単だが）移民日本人稲作経営者が何処で稲作経営をしていたか、所有地か、所有地の場合誰の名義だったの、いつ頃所有権移転したのか、等々が判明する。ただし先述のように 1910 年前後から始まるアメリカ（特にカリフォルニア）の排日の機運の中で、日本人名義の土地は少なかったし、購入したとしても売買記録や所有権移転の登記をしない場合も多々あったというから（同時に生産物の販売の場合も販売者が現地の農家や土地所有者の名義であったことも多々あったという）、登記の漏れはかなりあったものと思われる^{14,15)}。

この売買記録あるいは所有権移転証書から当時の移民日本人稲作経営者を特定していくことは、先の「動産抵当証書」や会社設立登記書からのアプローチに比べると、件数も少なく特定も難しい。そのため「動産抵当証書」や会社設立登記書からのアプローチが有効であろう。

またいくつかの郡では「Plat」と呼ばれる各年の土地所有者（場合によっては利用者つまり借地者）を記した地図および一覧表がある場合もある。この「Plat」はコルサ郡やグレン郡では、管見の限り 19 世紀末までさかのぼれる。

20 世紀初頭のカリフォルニア農村部の土地区分は、開拓期から続いている一辺 6 マイルで四角形に区分した土地区分を基本としている。そして 6 マイル四角形の縦は南北に T から始まる番号で表示され、北カリフォルニアの場合はそのあとに N が入り T・番号・N と表示される。当時稲作中心地のひとつだったコルサ（Colusa）郡では最南が T13N であり最北が T18N となる。郡の境界にまたがる場合は T13N と T18N は他の郡にも続いていく。

また 6 マイル四角形の東西は R と数字で番号付けされ、基準線（コルサ郡とビュッテ（Butte）郡の境界付近）から西は W（西）と E（東）で表示される。例えば R5W, R4E 等とである。

こうして郡名と土地区分で当該郡内の位置が確定する。しかし6マイル四角形の面積は広大になるため、各土地区分は1マイル四方に再区分されSection番号を付与される。この番号も郡境の場合は他の郡にもまたがっていく。

こうしてたとえば圃場位置を「Colusa County T17N R3W Section21」と表記されれば、少なくとも1マイル四方の区画まで圃場位置を特定できることになる。この表記は先述の動産抵当証書にも表記され、動産がある土地を示すことになる。例えば上のT17N R3W Section21は、南北区分はT17Nで東西区分はR3Wの大区画で、その中のセクション21を意味することになる。

むろんsectionごとの借地や所有の場合はこれで場所を特定できるが、稲作の場合は水利の関係で1sectionの土地をさらにその半分の四角形(800メートル四方)やあるいはさらに細分化した400メートル四角形に区分して借地したり所有する場合もある。その場合はT17N R3W Section 21の次に「North ○○ Acre」等と表記され、Section内の圃場位置を特定する。日本の場合には大小の字の次に番地が表記されそれで圃場の場所が特定されるが、カリフォルニアの場合は、上のような表記で十分だったものと思われる。面積も「about(約) 520 Acre」とか「around(およそ) 420 Acre」と表記されることもあり、日本の土地表記あるいは借地契約時の圃場や面積表記と比較すると甚だ「曖昧」に感じるが、やはりそれで十分だったのであろう。

いずれにしろこのような借地や所有地表記で農地が区分され場所が特定されるが、この「Plat」は登記事務所あるいは登記会社で閲覧できる。

このように各郡の「Plat」は各年度で上述の地籍図上に所有者を記載し、別表として所有者、所有するSection番号、面積、地価等が表記される。つまりこの各年度の「Plat」と別表があれば、その年度の所有者が特定できることになる。複雑な作業ではあるが、各年度の「Plat」を丹念に追えば、当該年度の土地所有者を確定でき、その中に日本人名や移民日本人稲作会社名を見いだす可能性もある。

また「Plat」と別表を丹念にみていくと、移民日本人に土地や資金を提供していた個人や会社等がどの程度の土地を所有していたのかも見えてくる。それによって、移民日本人がどのような現地住民と接点を持ち土地や資金を確保していたのかもわかることになる。稲作初期から、土地の提供者は多くの場合、大規模土地所有者や土地開発会社であった(資金提供者は、初期には土地所有者、個人や商店などであったが、稲作拡大期になると地域銀行が資金提供者となってくる)。

残念ながらこの「Plat」はすべての年度では保存されていないか、一覧表がなかったり、保管されていない郡もあり、北カリフォルニアの各郡で利用できるものではない。「Plat」が農地所有者を特定し納税者を確定するために利用されてきたため、数年で廃棄されたのであろう。

5. 関係冊子やジャーナル

また民間資料を含む当時の稲作関係雑誌等には稲作者名や経営者名が紹介される場合もある。その多くの報告・記

事では稲作履歴やビジネスパートナー名、圃場のある郡名や面積、次年度以降の経営計画等が紹介されている。その中に登場する氏名と「動産抵当証書」や会社設立登記書、土地売買記録等の氏名を照合すると、より詳しい移民日本人稲作経営者名がわかることになる。

まずビッグス(Biggs)のカリフォルニア稲作試験場(1910年代当時はカリフォルニア穀物試験場)の年次報告書「Report of Cereal Investigation in California」がある(この報告書は試験場名で発行されておらず、当時の場長であるE.L. ADAMS名で発行されている)^{15,16)}。カリフォルニア稲作黎明期の1913年から1915年の報告書には、それぞれ前年の稲作記録や栽培者が記録されており、多くは現地の土地所有者名が稲作者として記載されているが、どのような人々が稲作に関わっていたかわかる。その中には、先の「動産抵当証書」で移民日本人稲作経営者に土地や資金を提供していた人々の氏名も出てくる。この1913年報告書に移民日本人会社(Aiki Co.: 安藝商会と考えられる)と思われる稲作者が初めて登場する。カリフォルニア稲作開始時の状況がわかる資料である。

次に北カリフォルニアの中心的新聞社である「San Francisco Chronicle」紙のカリフォルニア農業と移民日本人の関係にふれた小冊子「Contributions of Japanese Farmers to California」にも、カリフォルニア稲作と移民日本人との関係が記述され、具体的個人名や関係する移民日本人が登場する¹⁷⁾。「K. IKUA」「S. YAMADA」「R. TAKATA」等の紹介がある。日米関係や移民日本人に関する同社のその後のスタンスを比較する上でも貴重な資料である。

またPacific Rice Growers' Association発行の「Pacific Rice Courier」(March 1919)は、1910年代後半の移民日本人稲作者や現地の稲作経営者、稲作に土地を提供している大土地所有者や土地開発会社の紹介に富んでおり、状況や関係者の把握に資する資料である¹⁸⁾。しかも移民日本人稲作者、稲作会社に関しては、稲作経験や稲作に関わる移民日本人どうしの関係、現地大土地所有者や土地会社との関係も触れており、稲作関係移民日本人社会の動向も把握できるものである。

6. 入国カード(日本人名の確定1)

こうして「動産抵当証書」や会社設立登記書、土地売買記録、「Plat」、稲作関係雑誌等からカリフォルニアにおける移民日本人稲作経営者を特定できたとしても、それらの資料に記載される日本人名は、ごく少数の例外を除いて、きわめて多くの場合、ファーストネームはイニシャルで表記される。「K. IKUTA」や「K. KODA」, 「S. YAMADA」等としてである。そのため移民日本人の氏名の名(ファーストネーム)が不明であるし漢字表記もわからない。またそれゆえ、移民日本人稲作経営が、何時カリフォルニアに移住し、日本の出身地や職業、年齢、最初の渡米目的や誰を頼っての渡米だったか、カリフォルニアでの住所(「動産抵当証書」では、借り入れる移民日本人の圃場所在地住所の郡までが記載され、詳しい住所は記載されない。たとえば「氏名, Colusa County Farmer」などと記載される。そして同

一と考えられる移民日本人が近い日時で他の郡の圃場を借りる場合でも「氏名、Glenn County Farmer」などと記載される。実際の居住場所とは異なる場合が多い。その理由は不明だが、耕作に当たっては借りた圃場の近くに居住しているとの前提で契約書が作成されたものと考えられる)、誰が誰とパートナーだったかなどは不明な場合もある。

それらがわかれば、移民日本人稲作経営者達が彼の地でどのような人間関係(移民日本人内の)のもとに大規模稲作を展開していたのかが類推できる。

19世紀末から20世紀初頭の移民日本人は(そして総じて他の国・地域からの移民たちも)、最初の移民に当たってはまず先に移民した同邦、同郷の移民者を頼って移民することが多く(当時も日本人向け移民斡旋会社があったが、費用も高く信頼できる関係としては同邦、同郷者を頼ることが多かった)、その人間関係の中に稲作移民日本人もいたのであり、誰を頼って移民したのかの情報は彼らの大規模稲作経営の人間関係から見た存立基盤の分析にもつながることになる。

またこの点の解明は、カリフォルニア稲作史と日本人移民史をクロスした分析によって、「人」の視点からカリフォルニア農業史を解明する場合には、重要なテーマとなる。

この点の解明では、英語表記で(ファーストネームが不明の)確定した移民日本人稲作経営者の実像に迫る方法として、アメリカ入国時の「入国カード」が手掛かりとなる。

当時の日本人がアメリカに向かう場合、太平洋航路によりカリフォルニア州やワシントン州から入国する 경우가多かった。ハワイ経由やヨーロッパ経由、メキシコ経由、カナダ経由等もあったが、就労を目的とした移民の場合には資金的余裕もなく、直接アメリカ本土に入国できるカリフォルニア州、ワシントン州からの入国が多かったのである。特にカリフォルニアでは、移民した日本人が多かったから、入国後の身寄りが多いこと(先述したように移民日本人の多くは先に移民した同邦・同郷出身者や友人・知人を頼って移民する 경우가多かった)、大都市が多く多様な就労先を見つけやすいこと等から、カリフォルニアのサンフランシスコ、ロサンゼルス、サンディエゴ等の港からの入国者が多い。むろん初期の日本人移民はハワイやハワイ経由が多かったが、20世紀前後には直接大陸を目指す移民が主流だった。

これらの都市からアメリカに入国する場合、必ず「入国カード」の提出が必要だったが、そこには本人の氏名(フルネームでの英語表記)のほかにも男女別、身長、英語が話せるか書けるか、日本の出身地、職業、アメリカでの目的や居住地、行先、所持金、アメリカでの身寄り(誰を頼っての入国か)、アメリカへの渡航歴や滞在歴、船名、入国年月日等が記され、中には父母の名前や職業、身体的特徴が記される場合もある。「入国カード」からは何県出身の誰が、何時、何の目的でどのくらいの金を持ち、だれを頼り、日本の何港発のなんという船に乗り、どここの港から入国し、どこに行くか等がわかるのである。

この「入国カード」に記載された氏名と「動産抵当証書」等から確定した移民日本人稲作者名を突合すると、漢字表

記を除いた移民日本人稲作者がほぼ特定できることになる。特にカリフォルニア州の稲作地帯、コルサ(Colusa)郡やビュッテ(Butte)郡、ヨーロー(Yolo)郡等に向かう人物で「農場での就業」と記す場合は移民日本人稲作関係者の蓋然性が高くなるのである。また誰を頼って入国しようとしているかの記載からは、カリフォルニアでの移民日本人関係が類推できる。

むろん同姓同名者も多くいるし、「動産抵当証書」でわかる人物と同姓でファーストネームのイニシャルが同じ人物もいる。そのため膨大な数の「入国カード」からだけでは特定は難しいが、蓋然性の高い(カリフォルニアでの住所や職業などから判断した)移民日本人稲作関係者と思われる人物を拾い出すことが可能になる。ただ、異なる年度で入国している場合、移民日本人稲作関係者と思われる人物のカリフォルニアでの住所が違う場合がある。以前の年の「入国カード」でA郡の住所が記載されていても、次回入国の前年に稲作をしていた郡が異なると前年の郡が住所として記載される場合もある。その場合は日本の住所や関係者の記載から類推することになる。

残念ながら「入国カード」のすべてで、上に記した記載要件をみたしているわけではない。初入国の場合は丁寧な記載が見られるが、入国回数が多くなったりアメリカ滞在歴が長い場合は、記載箇所が少なくなっている。このような人物の場合は、年度を遡って初入国時の「入国カード」を探すことにより、当該移民日本人の氏名確認に結び付くことになる。

いずれにしろ煩雑なこの手続きによって、移民日本人稲作関係者として確認できるのである。こうした「入国カード」からの情報は、たとえアルファベット表記の氏名等とは言え、上述の移民日本人稲作経営にかかわった人物のフルネームを推定する重要な手がかりを得られる。

この「入国カード」は、国務省アーカイブスで閲覧可能である。またすべてではないが、ロサンゼルス市の「日系アメリカ人歴史博物館」(「Japanese American Historical Museum」)でも閲覧できる(一定条件での許可が必要)。

7. 移民日本人資料の分析(日本人名の確定2)

さて、このように現地アメリカ(カリフォルニア州)での公的資料やジャーナル、「入国カード」等で移民日本人稲作経営者氏名の候補者が判明してくると、次に、その日本名表記、漢字表記の特定が必要になる。その特定には、当時の在米日本人向け新聞社の資料や雑誌が有効な手段となる。在米日本人向け新聞社は、いわゆる「排日土地法」や「排日移民法」の制定などで緊張する日米関係を背景に、各年の日米関係、経済状況、移民法等、在米日本人を取り巻く状況、各州における法的手続き紹介、職業別在米日本人数等の他に、各地の移民日本人名と居住地、職業を記した(年によっては記載されない場合もある)資料・雑誌を発行していた。

特にカリフォルニア州では、それらの資料・雑誌の中で稲作地帯の各市や郡ごとに居住者氏名や職業、住所が記載されている場合が多い。むろん全員とは言えないが、そし

て大都市では記載漏れも多いと思われるが、職業を持って定住している移民日本人、家族で定住している移民日本人確認の有効な資料となりうるのである。

当時の移民日本人は、特に定住し職業（多くの場合モールビジネスだったが）、家族・子供を持っている場合には、アメリカの各種手続きや法律対応、一時帰国のための対応、排斥への対応等々の必要から、日本人会に入会していたし移民日本人向け新聞も購読していた（英語に不慣れな彼らにとって日本語で記される移民日本人向け新聞は貴重な情報収集源だったのであろう）。また、広大な農地や高額な資金を借りて経営していた移民日本人稲作経営者も農村部に定住していたため、必要な情報を得るためにも移民日本人向け新聞を購読していた。それゆえ彼らの氏名も資料に記載されることが多かったと思われる（一時帰国などで資料から漏れる場合もあるし、調査時に不在だった場合などは記載されていない）。

北カリフォルニアの場合、サンフランシスコの日米新聞社発行の『日米年鑑』がその資料に当たる（当時のカリフォルニアでは日本人の増加に伴って「新世界」など多くの移民日本人向け新聞が発行されたが、北カリフォルニアでは日米新聞社発行の「日米新聞」（新聞表紙は「日米」と表示される）がもっとも読者が多かったという¹⁹⁾。日米新聞社は戦時を除き「日米新聞」を発行し続け、戦後すぐの1946年に「日米タイムス」として復刊したが、残念ながら2009年に廃刊に至っている）。

『日米年鑑』は明治38年：1905年に第一号が発行され大正7年（1916年）まで発行されている（第一号から第四号（明治41年：1908年）までは「在米日本人年鑑」と名付けられていたが明治42年：1909年からは『日米年鑑』と名称が変わっている）。移民日本人の氏名や職業、住所等については、おおむね発行年の前年の10～12月に調査した結果を翌年にまとめている。調査は、各地のレポーター（地方連絡員：Local Correspondentsと呼ばれ各地の情報や出来事を記事にして本社に送り、また受け持ち地域での配達も担当した）からの報告をもとにまとめられている。その意味では、各郡・市町の情報として正確性が高いと判断できよう。

この『日米年鑑』には、日米の経済・政治状況から諸手続き、各地の商店、団体、事業主の広告等が並び、カリフォルニア州の経済・政治・移民法等に関する「加州概観」がまとめられ、その後の「加州在住日本人」項では漢字表記の出身府県と氏名、居住地（住所の記載がある場合と市町・郡までの場合がある）、農業の場合は栽培作物と面積まで記載されている。しかもビジネスパートナーと共同経営の場合は数人が併記されている。

1912年のカリフォルニア商業的稲作開始年にかかる第九号（1913年発行。1912年10月1日調査）では、商業的稲作開始郡とされるコルサ郡やビュッテ郡では各一組の移民日本人の稲作経営者名が記載されている。コルサ（Colusa）郡では「広島 東帰恵吉」、「同 沖 健二」、「佐賀 野田 音三郎」の名がみえ栽培作物「米」、面積200エーカーと記されている。ビュッテ（Butte）郡では「山口 末広彌

十」、「広島 渡邊春吉」、「愛知 生田見壽」が「米」を120エーカーと記されている。

その他の年度でも基本的に同様の内容が記され、移民日本人の稲作経営者の漢字評記がほぼ確定することになる（誤植の場合もある。例えば上の「末広彌十」は別の年度では「末広彌重」と表記される場合もあるが、ビジネスパートナーや居住郡名、栽培作物等から同一人物と判断できる）。

また、同新聞社発行の『在米日本人人名辞典』（1922年11月発行、1921年10月から22年3月調査）からは、移民日本人の漢字表記氏名、出身地、現地での住所、生年、渡米年、渡米後の略歴、簡単な経営内容、家族などが記載されている。記載されている人数も多い。当時の、移民日本人及び移民日本人稲作経営状況を知る上で重要な資料である。

こうして、「動産抵当証書」、「入国カード」、現地雑誌やジャーナルで、名のイニシャルと姓の英語表記しわからなかった移民日本人稲作者の出身地と漢字表記がわかることになり、「入国カード」に戻ればその稲作者が何時、何の目的でいくらの金を持ち、だれを頼ってなんという船でこの港に着いた人物かも特定できることになる。

さらに「動産抵当証書」と突合すれば、移民日本人の誰が、何時、何処で、誰とパートナーとなり、だれから資金や土地を借り、どのくらいの面積の稲作をしていたかがわかるのである。

また『日米年鑑』、『在米日本人人名辞典』からは、「動産抵当証書」のビジネスパートナー名に記載されていないビジネスパートナー名も判明し、出身県がわかるため「入国カード」での人物確定にもつながることになる。

8. おわりに

このように、20世紀初頭の北カリフォルニア商業的稲作にかかわった移民日本人名がわかり、ビジネスパートナーとしての移民日本人間のつながりがわかれば、稲作という新興農業に参入して現地社会に溶け込んでいった移民日本人達の姿が浮かび上がることになる。むろんそれでも制約（継続的に記載されない者や経営面積など）はあるが、管見の限り、このような資料分析によってカリフォルニア稲作黎明期の移民日本人稲作者名と人間関係が見えてくることになる。

他方、現地社会の地主や資金提供者に関して言えば、20世紀初頭の新興農業たる稲作に期待していたのは大土地所有者や土地開発会社であり、栽培技術をもつ移民日本人に土地と資金を貸し、資産の有効利用をはかっていたと考えられるのである。また、1910年代後半に移民日本人稲作経営に積極的に資金を提供していた地域の銀行も、新興農業に新たな投資先を見いだしていたと考えられる。

その意味では、大土地所有者も土地開発会社も、次第に強まっていく日本人排斥や差別という社会的風潮の中で、農村部では、特に稲作に関しては、パートナーとして移民日本人に対応していたのであった。

そのような関係がその後、移民日本人排斥と差別の風潮

にかわっていく過程はまた別の論考が必要であろう。

参考文献

- 1) Charles E. CHANBLESS, E.L. ADAMS (1914), "The Culture of Rice in California," USDA, Farmers' Bulletin, No. 688, September 18.
- 2) Norris A. BLEYHL (1955), "A History of The Production and Marketing of Rice in California," University of California, Doctor thesis.
- 3) Archie McDONALD (1993), "The Japanese Experience In Butte County, California," Association for Northern California Records and Research.
- 4) Archie McDONALD (1996), "IKUTA—PHANTOM RICE PIONEER," Manuscript.
- 5) Norris A. BLEYHL (1955), "A History of The Production and Marketing of Rice in California," University of California, Doctor thesis.
- 6) William W. MACKIE (1916), "The Status of Rice Production in California," University of California, Master Thesis.
- 7) Henry C. DETHLOFF, A History of the American Rice History, 1685-1985; 宮川淳監修, 小沢健二, 八木宏典, 立岩寿一訳 (1992年), 『アメリカ米産業の歴史』, ジャブラン出版.
- 8) 立岩寿一 (1999年), 「カリフォルニア稲作黎明期の技術問題」, 名古屋市立大学経済学会「オイコノミカ」第36巻第2号.
- 9) 立岩寿一 (2005年), 「カリフォルニア商業的稲作黎明期の移民日本人」, 『農業経済研究』, 第76巻第4号, 222-230頁.
- 10) 立岩寿一 (2006), 「カリフォルニア商業的稲作の日本人パオニアをめぐって—[安岡徳彌と「生田見壽」]—」, 『農村研究』, 第99号, 174-184頁.
- 11) 立岩寿一 (2008), 「1910年代後半のカリフォルニアにおける日本人稲作経営の展開過程」, 『農業経済研究』, 第79巻第4号, 190-198頁.
- 12) 立岩寿一 (2010), Glenn Title Co., Ronald Gorman へのインタビュー, 2010, March 25, Willows, California.
- 13) 立岩寿一 (2011), 「カリフォルニア州コルサ郡における移民日本人稲作の展開過程」『農村研究』, 第113号.
- 14) E. L. ADAMS (1912), "Report of Cereal Investigation at Chico and Biggs, California 1912."
- 15) E. L. ADAMS (1913), "Report of Cereal Investigation in California 1913."
- 16) San Francisco Chronicle (1918), "Contribution of Japanese Farmers to California," San Francisco Chronicle.
- 17) Jack H. WILLSON, Edition (1979), "Rice in California," Butte County Rice Growers Association.
- 18) Pacific Rice Growers' Association (1919), "Pacific Rice Courier," Pacific Rice Growers' Association, March.
- 19) 日米新聞社 (1911~1915年), 『日米年鑑』(第七, 第八号, 第九号, 第十, 第十壹), 日米新聞社.

California Rice Farming and Japanese Immigrants

By

Toshikazu TATEIWA*†

(Received March 17, 2020/Accepted June 5, 2020)

Summary : Many Japanese immigrants engaged in commercial rice farming in California from its beginning. Japanese immigrants suffered from discrimination and the exclusion in those days. How to communicate with the rural community and the settlement of Japanese immigrants in the early 20th Century is important from the view point of the history of Japanese immigration. However, restriction of historical materials is important problem. This article studied some materials which reveal the process of Japanese communication and settlement in rural California.

Key words : California rice farming, Japanese immigrants, Crop · Chattle · Personal Property Mortgage Document, Plat, Nichibeï Nenkan

*Professor Emeritus, Tokyo University of Agriculture

† Corresponding author (E-mail : tateiwa@nodai.ac.jp)